

発木福第 507 号
平成27年1月22日

各医療機関 御中

木城町福祉保健課
《公印省略》

木城町児童医療費助成事業の内容変更について

寒冷の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、木城町の福祉行政におきまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本町では、さらなる子育て支援の充実を図ることを目的に、平成28年4月1日(4月診療分)から、児童医療費助成制度の対象年齢を、高校生等にまで引き上げることになりました。また、医療費の自己負担額も800円に変更になります。

お手数おかけいたしますが、ご確認の上、対応方よろしく願いいたします。

記

1 対象年齢の引き上げ：平成28年4月1日(4月診療分から)改正

現行：小学校入学から中学校卒業まで



平成28年4月から：小学校入学から高校生等まで

※高校生等とは、中学卒業から18歳到達後最初の3月31日までの者

2 自己負担額の変更：平成28年4月1日(4月診療分から)改正

現行：1診療報酬明細書ごとに820円

(調剤薬局は自己負担なし)



平成28年4月から：1診療報酬明細書ごとに800円 → 満3まで2回目以降も
(調剤薬局は自己負担なし) 徴収。

○注意事項

- ・助成方法は、現在のとおりに現物給付となり、公費負担者番号は、乳幼児と同じです。
- ・「児童医療費受給資格者証」(クリーム色)を、高校生等にも発行いたします。
- ・「児童医療費受給資格者証」は、クリーム色に変更になり、有効期限が記載されていますので、必ず確認をお願いいたします。

文書取扱：木城町福祉保健課 担当 黒木
電話 0983-32-4733